

○川口市工事検査要領

川口市工事検査要領（昭和41年規則第47号）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、市が発注する工事の検査（以下「検査」という。）の実施に関し、川口市工事検査規則（昭和41年規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（検査の種類）

第2条 完成検査

工事の全部が完成した場合に、その出来形を確認し合否を決定するときに行う。

2 出来高検査

受注者から請負代金の部分払いの請求があった場合に行うもので、工事の出来高部分並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品（監督員の検査に合格したものに限り）と監督員が作成した工事既成部分出来高内訳書を照合確認する。

3 中間検査

ア 工事の施工過程において、工事主管部長から検査を要請されたとき、または基礎工事、埋設工事等の不可視部分の検査を特に総務部長が必要と認めたとときに行う。

イ 工事の完成に先立って使用する部分の確認をするときに行う。

4 指定部分等検査

ア 指定部分検査

工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定等した部分が完成し

た場合に、その出来形を確認し合否を決定するときに行う。

イ 工事の打切り等

契約を解除等した場合に工事の出来形部分、工事材料の引渡しを受ける場合に、この部分の確認をするときに行う。

(検査執行の特例)

第3条 規則第3条第2項における、工事の特例を別紙で定める。

(検査の準備)

第4条 総務部長は契約課長から「入札結果について」の通知を受けたときは、工事の検査の検査員を指名しなければならない。

2 検査員は監督員との関係を図り、常に工事の進捗状況の把握に務め、工事検査申出から3日以内に検査を行うよう配慮する。

(検査の心構え)

第5条 検査員は、受発注者の対等性を遵守した上で、公平な態度及び判断により、契約の適正な履行を確保するため、厳正に検査を行わなければならない。

(検査の方法)

第6条 規則第6条第1項による施工の管理状況及び施工内容の検査については、埼玉県土木工事検査技術基準「土木工事検査の方法」及び埼玉県建築工事検査技術基準「工事検査方法」によるものとする。

2 検査の測定箇所、出来形寸法の規格値及び品質については、別表川口市土木工事出来形管理基準、埼玉県土木工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、同（電気設備工事編）、同（機械設備工事編）、公共建築改

修工事標準仕様書（建築工事編）、同（電気設備工事編）、同（機械設備工事編）、木造建築工事標準仕様書、建築物解体工事共通仕様書、特記仕様書及び日本建築学会編集建築工事標準仕様書（JASS）によるものとする。

- 3 この基準に記載されていないもの及び出来形寸法の規格値を外れたものであっても、構造上、機能上支障がないと認められるものにあつては、検査員の判定によるものとする。

（検査の立会い）

第7条 工事の検査には、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者が立ち会わなければならない。

- 2 工事担当課は、工事の規模等により、監督員だけでなく必要に応じ課長又は係長も立ち会うよう配慮する。

（手直し指示等）

第8条 検査員は検査の結果、契約条項に違反する部分を発見したときは、直ちに総務部長に報告するとともに規則第11条第1項により様式第3号の指示書を工事主管部長に提出しなければならない。

- 2 監督員は受注者から手直しが完了した旨の通知を受けたときは、すみやかに当該部分を確認し、規則様式第3号の報告書を検査室に提出しなければならない。なお、確認者は係長職以上にある者とする。
- 3 検査員は前項の規定により報告書の提出があつたときは、すみやかに現地において当該部分の検査をしなければならない。ただし、軽微なものと判断されるものについては、写真等の提出を求め、検査を省略することができる。

（その他の工事検査）

第9条 公営企業、土地区画整理組合、その他

市長宛の工事検査依頼書に基づき規則を準用し、総務部検査室で執行する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

1 この要領による改正後の川口市工事検査要領の規定は、この要領の施行の日以後に請負契約を締結する工事について適用し、同日前に請負契約を締結した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の川口市工事検査要領別表の規定は、この要領の施行の日以後に請負契約を締結する工事について適用し、同日前に請負契約を締結した工事については、なお従前の例による。ただし、令和5年度工事については、当該年度に支出を要さない債務負担行為（地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条に規定する債務負担行為をいう。）の設定および請負契約を締結した工事（ゼロ債務負担行為設定工事）以外は、適用しない。

別紙（第3条関係）

設計・契約内容が、下記に掲げる1から4の事由に該当する内容の工事は、検査特例指定工事として検査室での検査対象から除外し、主管部での検査執行の特例工事とする。

検査特例指定工事については、契約課は契約書を検査室に送付しない。

- 1 完成後、契約の履行を確認することが困難であり、監督員による工事過程のチェック確認に基づいて主管部検査とすることが適当である工事。

検査特例指定工事例

- ・ 樹木施肥・剪定・撤去工事

- 2 数量を確認することが主たる内容となるため監督員のチェック確認に基づいて主管部検査とすることが効率的である工事。

検査特例指定工事例

- ・ 住宅用火災警報器設置工事（電池式に限る）

- 3 機器メーカーに発注し、工場持込で分解点検整備を実施する場合は十分責任を持って点検整備及び各種試験ができると判断できるため監督員のチェック確認に基づいて主管部検査とすることが適当である工事。

検査特例指定工事例

- ・ 機器の分解点検整備工事（現場改修を含まないものに限る）

エンジン・発電機・ポンプ・モーター・空調機・プラント機器類等

- 4 災害並びに事故等による緊急工事（仮設工事のみに限る）

検査特例指定工事例

- ・ 電源復旧工事（仮設での復旧工事とし、後日別途工事の本復旧する工事）

- 5 その他 上記内容に該当しない場合は、検査室において契約書の内容を確認し、適用する場合には、検査室長は契約課長、工事主管課長と協議のうえ総務部長の決裁を受け、検査室長は契約課へ契約書を返却する。

※検査特例工事の主管部検査事務は事務決裁規程の検査室の規程に準拠して処理する。

別表（第6条第2項関係）

川口市土木工事出来形管理基準

- この出来形寸法は規格値を満足し、且つその平均値は合格判定値 \bar{x} を満足させなければならない。
- この基準に記載されていないもの及び規格値をはずれたものであっても構造上機能上支障がないと認められたものについては、検査員の判定による。

工 種		規 格 値 (単位mm)							
		基 準 高	厚 さ	幅	法長又は高さ	長 さ	凸 凹	平たん性	測 定 基 準
一 般 施 工	石積張 石積張 ブロック積張 ブロック積張	±30 ただし一端が 舗装面に接する 場合は 0	石面より裏込背面まで (総厚) -50 裏込コンクリート背面まで -20		法長2m未満 ±30 法長2m以上 ±50	10m未満 -50 10m以上 -100	法長の1%		施工延長40m（測定間隔50mの場合 は50m）に一箇所割で測定する。
	栗石基礎	±30	+50、-30	+100、-50					〃
	木杭 コンクリート杭 網杭	±30 ただし底版配筋との り合せ等構造上支障ある 場合を除く。					[偏心] 杭径以内 ただし200以下		打込不能の時は切揃え高さとする。 指示した杭については打止り沈下量 を測定する。
	コンクリート工 コンクリート基礎 " 側溝 " 管渠	±20 ただし舗装面と接する 場合は舗装面より高く なってはならない。	厚さ10cm未満 +10、-5 厚さ10cm以上 30cm未満 +15、-7 厚さ30cm以上 +20、-10	±20	±20	延長5m未満 ±20 5m以上10m未満 ±50 10m以上50m未満 ±100			施工延長40mにつき1箇所割 で測定する。

工 種		規 格 値 (単位mm)							
		基 準 高	厚 さ	幅	法長又は高さ	長 さ	凸 凹	平たん性	測 定 基 準
一 般 施 工	管 樋 水	渠 管 門 ±20	厚さ30cm未満 +10、-5 厚さ30cm以上 +15、-10	±20	±20	± (L/500) ただし延長20m未満 ±40			構造物の寸法標示箇所を測定する。
	コンクリート擁壁	±30 ただし舗装面に接する場合は舗装面より高くなってはならない。	擁壁の厚さ +20、-10	[躯体巾] +20、-10 [底板敷巾] ±30	法長3m未満 ±30 3m以上 ±50	± (L/500) ただし延長5m未満 ±20 5m以上10m未満 ±50 10m以上 50m未満 ±100	法長の1%		施工延長40mにつき1箇所の割で測定する。
橋 梁 下 部、 コ ン ク リ ー ト 橋	橋 橋	台 脚 ±20	-20	-30	±30	[スパン] 20m未満 ±20 20m以上50m未満 は 長さの± (L/1000) 50m以上 ±50			構造物の寸法標示箇所を測定する。
	コンクリート橋		[断面の外形寸法] +20、-3	[橋巾] +30、-20		[桁長] 長さ20m未満 ±20 20m以上50m未満 ± (L/1000) 50m以上 ±50		橋面は舗装の基準に準ずる。	
道 路 土 工	路 床	±50		+100、-50		± (L/500) ただし50m未満 ±100			施工延長40mにつき1箇所の割で測定する。
	切土、盛土の 法長及び法面				法長の+4%、-2% ただし3m未満 +100、-50	[切土] 普通土±100 岩石 ±300 [盛土] 長さ5m未満 ±50 長さ5m以上 ±100			”

工 種		規 格 値 (単位mm)							
		基 準 高	厚 さ	幅	法長又は高さ	長 さ	凸 凹	平たん性	測 定 基 準
路 盤 工	下 層 路 盤	±50	-45 ただし $\bar{X}_{10} = -15$	-50		± (L/500) ただし延長50m未 満 ±100			基準高は道路中心及び両端40m に1箇所割で測定する。 巾は上り下り線、40mにつき1 回で測定する。 厚さは路盤工の場合は100㎡に つき1箇所掘削し、または、舗 装の場合は500㎡に1箇所割 でコアーを採取して測定する。 3m定規による平坦性は1車線 100mにつき1箇所割で中心線 に平行に1列について測定す る。
	粒 調 路 盤		-30 ただし $\bar{X}_{10} = -10$	-50		〃			
	アスファルト 安定処理路盤		-20 ただし $\bar{X}_{10} = -7$	-50		〃			
	セメント 安定処理路盤		-30 ただし $\bar{X}_{10} = -10$	-50		〃			
コ ン ク リ ー ト 舗 装 工	コ ン ク リ ー ト 舗 装	±30	-10 ただし $\bar{X}_{10} = -3.5$	-25	±30	± (L/1000) ただし延長50m未 満 ±100			
ア ス フ ア ル ト 舗 装 工	ア ス フ ア ル ト 舗 装	±30	-9 ただし $\bar{X}_{10} = -3$	-25		〃			
歩 道 工	路 盤 工	±30	-20	-30		〃		基準高、巾は延長40mに1箇所 の割で測定する。 仕上げ厚は延長100mにつき1箇 所で測定する。 舗装工の厚さの測定は端部で測 定又はコアーを採取して行う。	
	境 界 フ ロ ッ ク	±30							
	舗 装 工	±30	+15、-5	-10					

工種	規 格 値 (単位mm)											
	基 準 高	厚 さ	幅	法長又は高さ	長 さ	凸 凹	平たん性	土 被 り	占用位置	管中心高	測 定 基 準	
水道管布設工					+1.0%、 -0.2% かつ -200				±30	±30	±30 (φ400以上に適用)	土被り、占用位置は施工延長50mにつき1箇所、50m未満のものは1施工箇所につき2箇所測定。 また、土被りや占用位置が変化した箇所につき1箇所測定。 起終点については、2点間オフセットを測定。